

中央会と大樹生命の提携による 共済制度のご案内

中央会では、会員組合とその組合員の方々（経営者・役員・従業員とその家族）の安定した将来を保障するため、大樹生命保険株式会社（旧三井生命保険株式会社）と提携し、つぎの退職金共済制度と団体扱生命保険を用意しています。この機会に、是非ご加入をご検討ください。

人材の確保と定着のための従業員退職金準備

特定退職金共済制度

- 従業員が退職したときに退職金（一時金・年金）を従業員にお支払いします。
- 1名あたりの月払掛金は1,000円から始められ、最高30,000円までご加入いただくことができます。
- 掛金は全額事業主負担です。
- 事業主が拠出した掛金は全額損金算入または必要経費となり、従業員の所得税の対象になりません。（法人税法施行令第135条、所得税法施行令第64条）※

※2019年7月現在の税制に基づいた記載です。今後税制改正が行われた場合には記載の内容と相違する場合があります。